

○ 金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（平成二十三年金融庁告示第百五号）
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	<p>(定義) 第一条 「略」 2 この告示において「対象外国清算機関」とは、外国清算機関のうち、次に掲げる国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者（当該業務を行うことにつき、当該国の法令の規定により当該国において法第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けている者に限る。）をいう。 「一・二 略」 三 フランス共和国 「3～5 略」</p>	改正前	<p>(定義) 第一条 「同上」 2 「同上」 「一・二 同上」 「号を加える。」 「3～5 同上」</p>
-----	--	-----	---

備考 表中の「」の記載は注記である。